

広島県告示第五百八十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成十九年五月二十一日

広島県知事 藤田 雄山

一 病院又は診療所

名称	所在地	自立支援医療の種類	標ぼうしている診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の名	指定年月日
県立神石三和病院	神石郡神石高 原町小島一七 六三―二	更生医療	腎臓	中谷 幸男	平成一九年 五月一日
呉共済病院	呉市西中央二 丁目三―二八	育成医療・更生医療	口腔	東森 秀年	平成一九年 五月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
こぼと薬局	安芸郡府中町本町二丁目九―三八	育成医療・更生医療	平成一九年五月一日
ドラッグヨシノ	安芸高田市吉田町吉田八四〇―一	育成医療・更生医療	平成一九年五月一日
アイワ薬局廿日市平良	廿日市市上平良三三八―一	育成医療・更生医療	平成一九年五月一日